

2011 年度 小委員会活動成果報告

(2012 年 2 月 15 日作成)

小委員会名	協議調整型ルール検討小委員会	主 査 名：柳沢厚 就任年月：2009 年 4 月
所属本委員会 (所属運営委員会)	建築法制委員会	委員長名：赤崎弘平
設 置 期 間	2009 年 4 月～2013 年 3 月	
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	<p>本小委員会は、建築基準法集団規定・都市計画法に基づく土地利用規制制度について、新たな協議調整型ルールの可能性を検討し、その具体像を提案することを目的とする。具体的には、「事前明示型基準」を基本とする現行法制度のもつ限界を明らかにし、新たに、開発者・関係市民・自治体等の関係者による協議調整を通じて、個別開発・建築計画案を敷地周辺の個別的空間条件に相応しい実施案へと誘導するための裁量的審査を可能とする法制度の仕組みの可能性とその具体像について、調査検討を行う。更に、その成果を国及び地方自治体の土地利用規制関連実務担当者に対して提言等により情報発信・問題提起を行い、新たな法制度の実現に向けた社会的合意形成の一助となることを目標とする。</p> <p>各年度毎の活動計画については、以下のスケジュールに基づき、新たな法制度に係る課題を調査検討を実施するとともに、公開研究会の開催により対外的情報発信と社会的な問題提起を行い、最終成果として提言及び刊行物発行等を取りまとめる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初年度： <ul style="list-style-type: none"> ・協議調整型ルールに対する社会ニーズの確認 ・先行事例（地方自治体における独自の条例・要綱等に基づく協議調整ルールの事例）の可能性と限界についての実態調査 ●2 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・協議調整型ルールの適用が望ましい具体的な市街地像の検討 ・協議調整型ルールの内容・専門的審査基準の具体像の検討 ・公開研究会：問題提起＋討論 ●3 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・協議調整型ルールの適用に際しての市民参加手続きの検討 ・協議調整型ルールに係る土地利用規制の審査手続き・体制のあり方の検討 ・公開研究会：話題提供＋討論 ●4 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・行政法の専門的見地からみた望ましい行政手続きのあり方及び法制度改正の具体像の検討 ・成果発表 	
委員構成 (委員名 (所属))	委員公募の有無：無	
	主査 柳沢 厚 (株C-まち計画室) 幹事 有田智一 (筑波大学)、桑田 仁 (芝浦工業大学)、中西正彦 (東京工業大学) 委員 赤崎弘平、稲葉良夫 (株ナヴィ住宅都市設計工房)、岡辺重雄 (福山大学)、加藤仁美 (東海大学)、小浦久子 (大阪大学)、杉山義孝 ((財)日本建築防災協会)、鈴木伸治 (横浜国立大学)、中川智之 (アルテップ)、日置雅晴 (神楽坂キーストーン法律事務所)、松本 昭 (市民未来まちづくりテラス)、米野史健 (建築研究所)	
設置 WG (WG 名：目的)	無	
2011 年度予算	100,000 円	ホームページ公開の有無：有 委員会 HP アドレス： http://news-sv. aij. or. jp/housei/s0/

項 目	自己評価
委員会開催数	9 回 (年度内計画を含む)
刊行物 (シンポジウム資料等は除く)	

講習会	
催し物	
大会研究集会	1. 裁量性基準の可能性－協議調整ルールにおける審査基準のあり方 資料名：同上、参加者 50 名
対外的意見表明・パブリックコメント等	
目標の達成度 (当初の活動計画と得られた成果との関係)	2011 年度は下記の具体的検討や事例調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前明示基準が適用可能な範囲と限界についての議論 ・ 協議調整型ルールが必要とされている具体的場面の議論 ・ 総合設計制度など、特例許可制度の裁量判断における問題点 ・ 景観法に基づく協議調整を実施している事例（芦屋市など）、現行で自治体独自の条例等によって協議調整型ルールを運用している事例の調査 ・ 上記調査を素材に、協議調整の拠り所としての「定性的基準」が現実の市街地でどのように定めることができるかについての検討
委員会活動の問題点・課題	1. 新たな法制度実現の提言等の具体性を高めるために、当初の年度別活動計画予定を一部変更し、定性的基準の具体的表現についての検討を、いくつかの典型的市街地を対象として、前倒しで実施する必要がある。